

# SCOPEⅢ

No. 2

愛知教育大学教育創造開発機構  
大学教育・教員養成開発センター  
教科教育研究部門

大学教育・教員養成開発センター  
〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1  
電話：0566-26-2316

編集責任者：美術教育講座 松本昭彦  
社会科教育講座 船尾日出志

## はじめに

大学教育・教員養成開発センター  
教科教育研究部門 兼担教員 船尾日出志

2011年3月11日に東北太平洋岸地域を襲った大地震と大津波は甚大な被害をもたらしました。苦難のなかにあっても、被災者の方々が示された節度ある行動は世界から称賛されました。

とはいえ、大津波は多くの児童生徒のかけがえのない命をも奪いさりました。そんななか、岩手県釜石市では小中学生のほぼ全員にあたる2920名が津波から逃れることができ、なかでも釜石小学校の小学生の自発的な避難行動が見事であり、躊躇する大人たちをも救ったケースがあるという事実が、「奇跡をうんだ防災教育」の紹介とともに報道されています。

人間性を育てること、生きる力を育てることの意味や意義をあらためて実感させられました。

昨年度の「SCOPEⅢ」は「小学校学習指導要領完全実施で思うこと」という特集を組みました。それを受けて今年度の特集テーマは「中学校学習指導要領完全実施に向けて思うこと」といたしました。おかげさまで、各教科から思いのこもった論説をいただくことができました。今後の教育実践の参考にしていただきたければ幸甚でございます。

## 目次

平成23年度教科教育研究部門活動報告（生活科教育 野田敦敬）	1
中学校ダンス必修化に向けて（保健体育 成瀬麻美）	2
「健康に関する指導」の重視と「保健体育科（保健分野）」の改訂（養護教育 後藤ひとみ）	3
中学校数学科「資料の活用」完全実施に向けての期待（数学教育 青山和裕）	4
言語活動の充実と学習内容の系統性が意味するもの（理科教育 遠西昭壽）	5
生徒の「問い」で単元をつくり、授業をつくること（生活科教育 久野弘幸）	6
新しい学習指導要領で中学校音楽科の指導はこう変わる！（音楽教育 新山王政和）	7
言語活動の重視と美術科の鑑賞（美術教育 磯部洋司）	8
「対立と合意、効率と公正」とは（社会科教育 真島聖子）	9
家庭科における「書く」ことの意味（家政教育 伊深祥子）	10
「物語や小説などを読んで批評すること」（国語教育 丹藤博文）	11
新中学校学習指導要領の実施に向けて思うこと（技術教育 宮川秀俊）	12
中学校学習指導要領完全実施に向けて思うこと（外国語教育 建内高昭）	13
編集後記	14



\* イラストの切り絵は、美術教育講座の松本昭彦教授及び大学院の金由惺さんによるものです。

## 平成 23 年度 教科教育研究部門 活動報告

専任教員 野田敦敬（生活科教育講座）

◆第 1 回研究会（18 名参加）／ 4 月 20 日（水）17 時～

平成 22 年度の活動報告及び平成 23 年度の役割分担と年間計画を決定した。

◆第 2 回研究会（28 名参加）／ 5 月 19 日（水）17 時～

生活科教育講座の久野弘幸先生から、大学院「生活科・総合的学習授業研究Ⅳ」で、演習として行っている授業分析について説明があった後、実際の演習同様に、院生 2 名が、奈良女子大学附属小学校 6 年けいこ（算数）「時間と速さ」の授業の授業記録を作成し、それを基に、論点を提案後、8 つに分けられた授業場面のうち 3 つを DVD で見ながら、参加した教員と院生で意見交換を行った。

◆第 3 回研究会（21 名参加）／ 6 月 20 日（月）16 時 40 分～

「大学附属共同研究会」代表者会を各部門・分科会・プロジェクトの代表者及び教科教育研究部門の研究員合同で開催した。予算及び報告書の作成などについて検討した後、教育実習時の学習指導案のデータベース化について協議した。

◆第 4 回研究会

7 月 20 日（水）開催予定であったが、台風の接近が予測され、前日に中止をした。

◆第 5 回研究会（54 名参加）／ 9 月 28 日（水）10 時～

名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授の柴田好章先生を講師として、講演会を行った。演題は、「大学と学校をつなぐ授業研究の意義と課題」である。柴田先生からは、前半は、「学校を基礎とする授業研究」として、教科教育で行われている授業研究の意義と可能性についてまとめていただき、再認識することができた。後半は、「教育学の基礎研究としての授業分析」として、授業の質の分析を中心として、ICT を活用して量的に補助しながら、より客観化した知見を積み重ねる方法について紹介いただいた。最後に、学校と大学の両者が、固有の役割を果たすことによって、明日の授業を創り出すことが可能となるとまとめられた。

◆第 6 回研究会（29 名参加）／ 10 月 19 日（水）17 時～

保健体育講座の森勇示先生より、「グラウンデッドセオリーアプローチの援用による体育の授業分析」というテーマで話題提供いただいた。「グラウンデッドセオリーアプローチ」について理論的に説明を受けたうえで、理論にもとづいた体育の授業を DVD で視聴した。その後、全体で協議した。

◆第 7 回研究会（24 名参加）／ 11 月 30 日（水）17 時～

数学教育講座の佐々木徹郎先生より、「数学教育における授業研究」というテーマで話題提供いただいた。佐々木先生から、日本の授業研究の歴史、主に米国の授業研究との違いについて解説され、附属名古屋小学校第 3 学年の算数の授業の導入の部分を DVD で視聴した。また、数学教育専攻の院生の寺田直樹さんから「授業分析の一視点としてのディスコース分析」というテーマで発表してもらった。その後、全体で協議した。

◆第 8 回研究会（25 名参加）／ 1 月 25 日（水）17 時～

数学教育講座の飯島康之先生より、附属名古屋中学校等との連携した i Pad を活用した授業を通して、授業の会話記録の作成の仕方やそれを利用した授業研究について話題提供いただき、その後、意見交換した。

◆第 9 回研究会（15 名参加）／ 2 月 8 日（水）17 時～

今年度の反省と次年度の方向を検討した。



# 中学校ダンス必修化に向けて

保健体育講座 成瀬麻美

## 1. 中学校ダンス必修化

中学校学習指導要領改訂により保健体育では中学校 1、2 年で全領域が必修となり、選択必修であった武道とダンスも必修となった。

ダンス領域は小学校を除くと明治以来 120 年近く女子のみが行う領域であり、平成元年の改訂により男女共習の選択制が導入され、男子もダンスが選択できるようになった。今回の平成 20 年の改訂で初めて男女ともダンスが必修となり、ダンス領域にとって画期的な改訂と言える。今までダンスの指導は女性教員が中心に行っていたが、男性教員もダンスの指導から逃げられない現状となった。

中学校のダンス領域は、「創作ダンス」「フォークダンス」「現代的なリズムのダンス」で構成され、中学 1・2 年では様々なダンスを体験しダンスの特性に触れる段階とされている。中学 1・2 年のダンス必修化によって高等学校の選択制に大きな影響を与えられ、中学校のダンス授業における質の高さが求められていると言える。

## 2. 創作ダンスの授業実践

創作ダンスは、表したいテーマにふさわしいイメージをとらえ、「即興的に表現」したり、「簡単な作品」にまとめたりして、感じを込めて踊ることをねらいとしている。「即興的な表現」は表現的な動きの核となり、創作ダンスを学習する段階で重要な技能である。中学校学習指導要領には、多様なテーマと題材や動きの例示がされており、その中の 1 つに「ものを使う(新聞紙、布、ゴム など)」と示されている。ものを使うことは、動きの手がかりを得ることができ、使い方によって多様な動きを引き出し、即興表現に抵抗がなく取り組めると考える。今回は、即興的な動きを創出するために A4 のコピー用紙を使った「ペーパームーブメント」という教材を紹介したい。

ペーパームーブメントというのは、A4 の紙を掌にのせてその紙を落とさずに動いたり、2 人組で紙を受け渡したりする活動である。紙を落とさずに動くことによって、手を先行に曲線的な連続した動きを導き出すことができ、空間やスピードに変化をつけて動くことによって自然と体幹がねじれたり伸びたりする動きが創出される。次第に紙をなくして、紙を持っている感覚を手がかりに動くことによって、紙がなくても曲線的な動きが表れ、紙を落とすことがないためさらにダイナミックな動きにつなげることができ、自然と「即興的な動き」を引き出すことができる。2 人組で紙を受け渡す活動では、1 人が座り 1 人が立ち、立った人がゆっくり掌にのせた紙をおろしていき、相手に渡しそれを交互に繰り返すものである。紙を受け渡すという単純な動きではあるが、紙を通した身体でコミュニケーションをとることができる。



このペーパームーブメントは、一枚の紙を通して相手とコミュニケーションをとったり、いつのまにか「即興」をしている教材であり、ダンスの指導が苦手な教員でも指導しやすいのではと考えられる。自分の想いを表現するのが恥ずかしいとされる中学生の時期だからこそ、まず動きから徐々に表現の世界に入っていくのはどうだろうか。

## 「健康に関する指導」の重視と「保健体育科（保健分野）」の改訂

養護教育講座 後藤ひとみ

学習指導要領の総則にある「教育課程編成の一般方針」において、「学校における体育に関する指導」という表記が「学校における体育・健康に関する指導」と表記されるようになったのは前回の改訂（1998年告示）からである。この折、心身の健康、家庭や地域社会との連携などが加えられ、今回の改訂では次のような記述になった。「3 学校における体育・健康に関する指導は、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）の時間はもとより、家庭科（技術・家庭科）、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」と示された（（ ）内は中学校または高等学校での表記を示す）。これら下線部から、教育課程において健康に関する指導を今まで以上に適切に配置すべき状況が捉えられる。

また、中学校保健体育科の教科の目標では、「積極的に」が「生涯にわたって」という表記に改訂された。従前より発達段階や学校段階をふまえた体系的な指導計画が求められてきたが、小学校での学びを基礎として実生活で生かすことのできる能力を育て、高等学校での学びへと発展させる取り組みが一層求められていると言える。

このような学習指導要領等の改善についての中央教育審議会答申が出されたのは2008年1月17日であるが、同日、「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」と題する答申も出されている。この答申を受けて、1958年に制定された学校保健法が50年ぶりに改正されて学校保健安全法となり、2009年4月1日より実施されている。この改正は子どもの健康や安全に関する現代的課題をふまえたものであり、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的としている学校保健安全法は、保健に関する授業の充実を考える際には是非参考にしていただきたい。

以上のように、健康に関する指導や学校保健・学校安全に関する取り組みが重視されるようになってきたにもかかわらず、相変わらず保健の授業に関する時数拡大は進んでいない。2012年度から実施される中学校保健体育科の授業時数は各学年90単位時間から105単位時間に増加するが、保健分野の授業時数は3学年で48単位時間程度の配当という表記のままであり、保健体育科全体の授業時数において保健分野が占める割合は17.8%から15.2%に減少する。

2007年に愛知県下の公立中学校302校に勤務している保健体育主任を対象に行った質問紙調査（回答率81.5%）では、「将来を生きる子どもたちにとってとても大事な授業だと思う」という意見の一方で、「現場では保健の授業が軽視されてしまう傾向がある。運動能力の低い体力の低い今の子どもの実態に合わせた細やかな授業をすると保健の授業がおろそかになるおそれがある。」といった意見が散見された。今回の改訂では、体育分野の授業時数が増えることによって保健分野の扱いがおざなりになることが懸念される。学習指導要領の記載を見るまでもなく、教育活動を円滑に進めていくためには子どもたちの心身の健康と安定した家庭生活が必要であることは言うまでもない。各学校における教育課程の編成に期待するとともに、授業を担当する保健体育科教師の方々、養護教諭の方々の意欲と熱意に期待したい。



## 中学校数学科「資料の活用」完全実施に向けての期待

数学教育講座 青山和裕

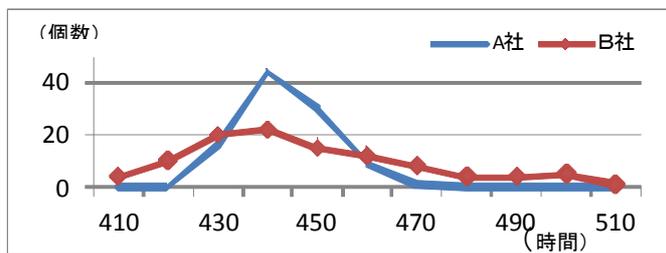
平成 24 年度から完全実施される中学校数学科学習指導要領については、特に「D:資料の活用」領域に注目したい。「資料の活用」領域は、今回の学習指導要領において新設された領域で、統計と確率に関する内容で構成されている。

現行学習指導要領では、中学校数学科に確率の内容は若干入っているものの、統計の内容は全く入っておらずそれが大きな問題点であった。対して諸外国では学校数学のカリキュラムにおける統計・確率の地位はすでに確保され、小学校入学段階から中学・高等学校段階までの内容が保証されている。現在に至る統計の指導に関する教育改革が世界的には 1980 年代ごろから着手されたことを考えると、遅きに失した感は否めないが、ようやく日本の数学教育も統計の指導改善に向けて第一歩を踏み出したことは大きく評価したい。

さて具体的な指導内容については、領域名に「活用」という語が入っているだけに、統計に関する単なる演算処理がねらわれているわけではない。旧来の統計の指導は、手計算での統計量の算出やグラフ作成など、今では Microsoft Excel や統計解析ソフトを使うだけで事足りてしまうような内容を教えることに終始していた。もちろん手計算できちんと計算手順を確認していくことは手法の意味を理解する上で役に立つので、それを否定するつもりはない。ただ、「資料の活用」が目指すところは、統計解析ソフトの代わりができる人材を育てることではなく、統計解析ソフトの結果を「活用」し、意思決定・行動決定のできる人材である。

2011 年 11 月に田原市立赤羽中学校の鈴木路子先生が行った授業実践では、同じ単価の 2 社の電池 100 個ずつの寿命時間を比較し、「どちらの会社の電池が得か」を議論するという内容に取り組んでいた（右図）。

このデータでは、平均で言えば B 社の方が高いという統計的な結果はすぐに出るとしても、だから B 社の電池の方がいいとは単純には定まらない。B 社の方が寿命にばらつきが大きく、A 社の方が安定しているのである。授業の中でも子どもたちは、延べ時間や平均時間が長い方がとにかく得であるとか、安定している方が換え時が分かるから使い勝手がいいなど、データから見える特徴に様々な観点から意味づけ、主張を展開していた。



2 種類の電池の寿命データ



新教育課程で求められる思考力・判断力・表現力や言語活動といった点から考えてみても、このような「資料の活用」の授業実践を展開していくことで貢献できる部分は大きいと考える。また、数学は結果が一意に定まる点が長所とも短所とも言われているが、「資料の活用」にはそれは当てはまらなく、実際の社会でふれるような不確実な現象を数学的・科学的に扱っていく唯一の内容領域として今後の指導に大いに期待したい。

## 言語活動の充実と学習内容の系統性が意味するもの

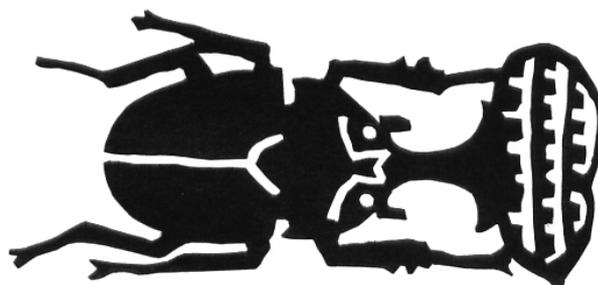
理科教育講座 遠西昭寿

新しい学習指導要領が言語活動の充実を打ち出していることは周知の通りである。人間は3種の「ことば」を使う。声として出される「ことば」、文字として書かれる「ことば」、そして生涯で最も多く使われる声にも文字にもならない「ことば」である。これは言語の本来的な役割がコミュニケーションより、むしろ思考の道具であることを意味している。哲学者のウィトゲンシュタインは「3.3 文（命題）だけが意味を持つ。そして、文の脈絡内でのみ名辞は意義を持つ。」「4 思考とは有意味なる文のことである。」「4.05 現実性は文と比較される。」「4.06 この比較によってのみ文は真または偽であることができる。」「4.11 真なる文の総体が全自然科学である。」という（『論理哲学論考』）。つまり、意味は観察対象であるモノやコトの中にあるのではなく、観察している人間の中に生成するのであり、具体的には文を構成することによるという。我々は既知の「ことば」を使って新しい文を構成できるから、新しい意味を創造できるというのである。世界について語られた文が世界で起こっていることと同じなら、その文は真理を示しているというのである。だから、自然科学はこのような文の集まりだという。今日の科学論から見れば、上の4.06や4.11の命題には「人はそれ自体を見るか」とか「分析と還元は相互に成り立つか」といった問題があるのだが、ここではこの問題に深入りしない。重要なことは、科学が「世界の成り立ち」についての言語活動であり、言語活動がコミュニケーションや記録だけでなく、むしろ思考という学習活動の中核であることである。語彙が多ければより深く複雑な思考によって適切な意味が生成されるのは当然であるから、ウィトゲンシュタインは「5.6 私の言語の限界は私の世界の限界を意味する。」というのだ。

ところで、「ことば」は知識である。「水が気体状態になっているもの」は「水蒸気」と名指しされるが、共に科学知識であり命題（文）や名辞（単語）である。だから言語活動の充実は知識の尊重を意味している。そもそも、Scienceの語源であるラテン語のScientiaは知識のことなのだ。理科では、科学知識とその使い方、すなわち科学において使われる特有の「ことば」の習得と、これを使って聞き、語り、記述し、討論することを教える。観察や実験は構成された文が適切かどうかを「現実に行っていること」と比較するために行われている。だから、観察や実験に先立つ、考え（記述し）、語り合い（討論し）、文をつくる（仮説を立てる）過程が授業の中心的活動でなければならない。

現行学習指導要領から、理科では小学校の内容がA区分・B区分として中学校の第1分野・第2分野に合わせて再構成された。そして、小学校・中学校を通して内容に「エネルギー」「粒子」「生命」「地球」の柱を立て、さらにその内部を、たとえば「エネルギー」では「エネルギーの見方」「エネルギーの変換と保存」「エネルギー資源の有効利用」というように細分し、小学校から中学校まで系統化して示されている。これは、科学知識が精緻に階層化され、相互に関連して構造化された知識だからであり、下位の概念の成立を前提として上位の概念が成立することを保証しようとするものである。

このように今回の学習指導要領の改訂は、（所詮、カリキュラムは現実との妥協の産物であるという性格を有するのだが）究極には「科学的な見方や考え方」の育成をめざす理科としては、「世界の本質（the nature）に関する知識（Scientia）」を重視した、科学本来の姿への明確な志向を示したと言える。



## 中学校での総合的学習の充実のために大切な

生活科教育講座 久野弘幸

中学校の現場で総合的な学習の時間の話をしていると、様々な反応が返ってきます。

一部の先生は、むっと押し黙ったまま机の天板の一点を見ずえて（聞いて）います。また、一部の先生は、こちらがこれまでに会った優れた実践の話や問題解決の力がなぜ必要かなどこれからの教育の話をしていると、顔に表情が生まれ、うなずき、共感しながら聞いて下さる方もいらっしゃいます。一概には言えませんが、私の経験から言えば、前者は「中学校畑」の長い教員であり、後者はある程度の小学校教員の経験を有する教員だといえます。

中学校の総合的な学習の完全実施に向けて、私は次のようなことが大切だと考えています。

### 生徒の「問い」で単元をつくり、授業をつくること

総合的な学習の時間における今回の改定の最重要ポイントは、「探究的な学び」で総合の単元をつくることです。「探究的な学び」とは、「課題の設定」→「情報の収集」→「整理・分析」→「まとめ・表現」という過程が高まりながら展開している学習過程のことです。

中学校の総合的な学習の年間計画を拝見すると、たびたび驚かされることがあります。それは、少なくない年間計画表に、年間行事予定のように毎週2時間をあてはめ、「課題設定（2時間）」「手紙の書き方講習（2時間）」「電話のかけ方指導・練習（2時間）」「〇〇訪問（4時間）」など、まだ始まりもしない単元が、1時間単位で詳細に「設定」されていることです。このタイプの年間計画表では、生徒の問いでつくる総合的な学習の学びは成り立ちません。

むしろ、導入では4～8時間、中核的な活動においては10～15時間程度の「小単元」を設定し、生徒の個人や小集団での探究のプロセスを自らのペースで取り組めるようにしたいと考えます。

生徒の「問い」で単元をつくり、授業をつくるという発想は、なにも総合的な学習だけのものではありません。教科の学びを含めて、およそ人の学びのプロセスは探究的な過程を経るものです。「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」という評価の四観点は、このような人の学びのプロセスそのものであり、探究のプロセスと一致しています。総合的な学習を中学校で成立させ、実践するということは、このような人の思考の流れに沿った自然な学びのプロセスを整えるということに他なりません。この点については、教科も総合的な学習も同じです。



学校での学びを「内容項目」と捉えずに「人の学びの過程」と捉える視点は、新指導要領を捉える基本的な視座といえるでしょう。各種の校内研修や研修会で総合的な学習の話を共感しながら聞いて下さる先生方には、このあたりの捉えが自然に備わって

## 新しい学習指導要領で中学校音楽科の指導はこう変わる！

音楽教育講座 新山王政和

新学習指導要領に対応する授業では、「思いをこめて歌おう」等の感性や情緒的な活動のみを目標にした授業から、「思いが伝わるように〇〇（共通事項で示された音や音楽を形づくる要素、以下音楽の諸要素と記す）を工夫して歌おう」のように、生徒へ気付かせたい・聴き取らせたい・身に付けさせたい音楽の諸要素を主題にした授業へ変わります。つまり、無意識下で体感してきたものに気付かせて自覚させ、その働きが生きるよう音楽表現を工夫させる思考・判断のプロセスが重視されることとなります。しかしこの音楽の諸要素とは、それだけを取り出して単発的に「お勉強」として取り扱うことは難しいでしょう。それ以前に、様々な音楽活動を通してしっかり浸らせておく、つまり無意識下で音を知覚し音へ反応する多様な音楽行動が、原体験として十分に蓄積されている必要があります。この“質の良いあそび”によって芽生えた知覚力を手がかりとして音楽の諸要素を体感→実感→意識化させることで音情報と音楽の諸要素を一つ一つ結びつけ、その良さや働きを自覚させる再構成のプロセスが音楽科の授業構想の基盤になると考えています。

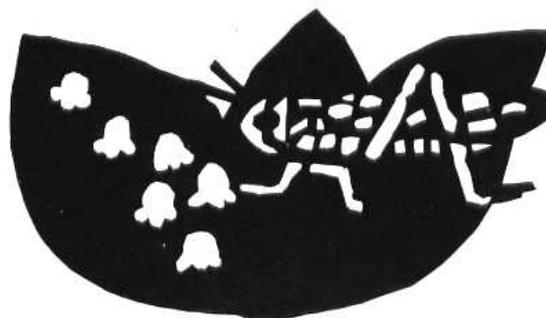
中学校の歌唱を例に挙げてみます。歌詞を大切に、深く理解するのは大前提かつ不可欠な必須条件です。しかし歌詞から読み取れるのは作詞者の思いや意図だけで、作曲者の思いや意図は楽譜に隠された音楽の諸要素を読み解くことによって解明することができます。つまり、小学校段階では歌詞を拠り所としてイメージを膨らませる活動にしっかり浸らせておくことがとても大切ですが、これに加えて中学校段階では楽譜と冷静に向き合い楽譜に記された音符の動きや記号などから音楽の諸要素を読み取り、それを基にして作曲者が込めたメッセージ（思いや意図）を思考・判断したり、言語に置き換えて表現し議論したりするような、冷静かつ客観的に音楽と向き合う活動も紹介して頂きたいと思います。このような音や音楽について言語・非言語を介在させて解釈や演奏表現について議論したり打ち合わせたりすることこそが、音楽科における言語活動と言えるでしょう。

ところで「音楽の諸要素をコアにした授業」を構想する際に大切なのは、単一の要素だけを取り上げるのではなく「ある要素を焦点化することで他の要素も関連付けて学習活動を展開する」ということです。例えば“拍のながれ”をコアにした場合、様々な音楽活動を通じて微妙な音楽の諸要素の変化や相違などから拍のかたまりに気付き、感じ取ることでそれを意識させ、次に続く拍のながれを意識して表現を工夫する活動では、どうしたらそれを聴いている人たちへ伝わるように表現できるのか、音楽の諸要素を加減調整することで思考を伴って演奏表現の試行錯誤に取り組む、このような流れになります。

既に音楽の諸要素をコアにした実践\*に取り組んでおられる多くの学校から、その有効性が報告されています。その中から興味深いものを紹介させていただきます。「気持ちを合わせる、協力する等の精神面に関する記述から、音程を合わせる事が大切等の音楽の要素にこだわる言葉へ変わった」「音楽を特徴づけている要素に触れる内容が書けるようになってきた」「音楽的要素の特徴を確認してから感想をまとめるという手順で学習を進めるようになってから、何を書いていいかわからないという声を聞かなくなった」など。

\*拙著「新しい視点で音楽科授業を創る！」

Stylenote, p138-140のプリントを活用



## 言語活動の重視と美術科の鑑賞

美術教育講座 磯部洋司

今度の学習指導要領の改訂で、中学校の美術科に一番大きな影響を与えたのが「言語に関する能力の育成」であろうと思います。

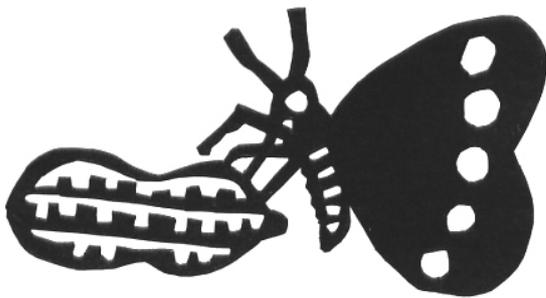
これを受けて美術科の学習指導要領では、第1学年で「作品などに対する思いや考えを説明し合うなどして、対象の見方や感じ方を広げること」(第2各学年の目標と内容、鑑賞・ア)、第2学年及び第3学年に「作品などに対する自分の価値意識を持って批評し合うなどして、美意識を高め幅広く味わうこと」(同)と書かれます。さらにこうした自分の思いを語り合ったり、批評し合ったりする「鑑賞の指導を重視する」と、『中学校学習指導要領解説 美術編』(美術科改訂の趣旨)では述べています。言語活動を前提とした鑑賞指導の充実を求めているわけです。

そうしたことで昨年、話し合い(相互批評)を取り入れた鑑賞の実践をあちらこちらで見ました。10月初旬に行われた愛知教育大学附属名古屋中学校の研究発表会の美術の授業もまさにこれで、完成した平面構成の作品を対象に2時間、最終鑑賞会として話し合う(相互批評する)というものでした。話し合いのさせ方も、場面も十分に工夫され、よい授業といえるものでした。が、授業後の研究会で参観者からいくつかの疑問や指摘が出され、美術科における鑑賞と言語活動を考える良い場となりました。詳細はともあれ、その内容は二つに集約されます。

一つ目は、話し合いを主眼においた鑑賞の時間を特別に(独立して)設定するべきかどうかでした。これには、美術は実技教科であって身につけるべき、あるいは経験しておくべきことはたくさんある筈で、第1学年で45時間、2・3学年それぞれ35時間という少ない年間授業時間の中では、少々勿体ないかなということになりました。

そして二つ目は美術科で行う言語活動は、他教科のそれと明確に区別する必要があるということでした。ただ漫然と話し合わせる、批評し合うのではなく、たとえば形や色彩、用具や材料など造形美術に関する用語、主題、作品に込めた思いなどを表現するための用語を系統的に身につけさせる場として捉えてはどうか、などという結論になりました。

そういえば前に見たテレビ番組の中で、パリと東京で何人かに1枚の抽象画を見せて自由に語らせる特集がありましたが、明らかな差が見て取れました。フランス人の雄弁さに対して日本人は訥弁、語り終えるまでの時間にかかなりの差(5分と1分といった感じです)があったのです。フランスの美術教育の実情は知りませんが、おそらくは国民性や言語的特性等にその因が求められるのだらうとは思いますが。しかし振り返ってみれば、絵など造形美術を語るための用語を美術に関わる教師たちは教えようとしてきたのでしょうか。少なくとも私は、否でした。



日本では中学を卒業した人の3分の2が(高校で美術をとらないかぎり)、爾後、ほぼ鑑賞者としてのみ美術作品に接することになります。作品を前にしていろんな切り口から思索し語ることができる人の育成をめざす美術科の鑑賞指導を、この際、考えてみてもよいのではないかと思います。

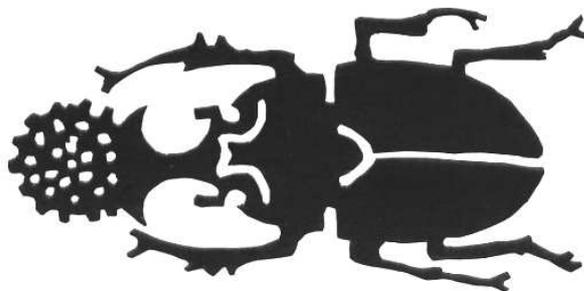
## 「対立と合意、効率と公正」とは

社会科教育講座 真島 聖子

平成 20 年版『中学校学習指導要領解説社会編』（以下『新指導要領解説』）によると、社会科の改訂の要点は、①基礎的・基本的な知識、概念や技能の習得、②言語活動の充実、③社会参画、伝統や文化、宗教に関する学習の充実、の 3 点である。この改訂の要点に基づき、地理・歴史・公民の各分野では、それぞれの特質に応じて改善を図った。ここでは①について、公民的分野の内容として新たに加わった「対立と合意、効率と公正」に焦点を当てて検討する。

「対立と合意、効率と公正」は、公民的分野の大項目「(1) 私たちと現代社会」の中項目「イ 現代社会をとらえる見方考え方」に位置付いている。これは以下に続く政治、経済、国際社会の学習の導入部分にあたる。なぜ、公民的分野の学習の導入部分に「対立と合意、効率と公正」を加えたのか。この点について『新指導要領解説』では、前回の改訂で、政治や経済などの見方や考え方の基礎を養うことを重視したが、今回はさらに、その基盤となる概念的枠組みを形成するために「対立と合意、効率と公正」を取り入れたとする（下線筆者）。それでは、「対立と合意、効率と公正」とは具体的に何を学習するのか。『新指導要領解説』では、社会生活を送る上で、問題や紛争が生じたり、売買の交渉がまとまらなかつたりする状況を「対立」ととらえている。こうした状況の解決に向けて話し合いを行い、「効率」（社会全体で無駄を省く）と「公正」（手続き、機会、結果の公正）という判断基準を用いて意思決定を行い、「合意」に至るよう努力する、この一連のプロセスを学習する。

実際の授業では、具体的な社会生活と関連付けて「対立と合意、効率と公正」を学習することがポイントである。例えば、学校生活では、部活動のグラウンドの使用問題や県大会に出場する選手の決め方、学級での仕事や清掃の役割分担の仕方などが考えられる。また、社会生活では、マンションの建設について地域住民と建設会社の対立や町内会の清掃活動に関するルール作りなどが身近な事例として考えられる。さらに、この概念的枠組み（フレーム）を応用し、原発の再稼働の問題や沖縄の米軍基地問題など、現代の社会問題を取り上げて議論し、合意への道筋を考えることも可能である。導入時だけでなく、その後続く政治、経済、国際社会の学習全体を通じて、繰り返し「対立と合意、効率と公正」のフレームを活用し、学習すると効果的である。



## 家庭科における「書く」ことの意味

家庭科教育講座 伊深祥子

言語活動の充実が学習指導要領の改訂のポイントにあげられている。ここでは言語活動のなかの「書く」ことに絞って、家庭科における授業実践でどのように言語活動の充実を実践するかを述べてみたい。これまで、技術・家庭科の授業実践の中では、さまざまな「書く」作業が取り入れられてきている。授業の前に知っていることを書かせたり、調べ学習の計画を立てたり、VTRの感想や授業後の感想を書かせることは普通に実践の中で行われてきたことである。これまでの実践をとおして見えてきたと「書く」ことの意味をまとめてみるとつぎの4つになる。①自分の考えをまとめる。②発言する土台となる。③自分の考えを表現する。④表現したことを交流する用意ができる。

しかし、「書く」ことにはもうひとつ重要な意味があるのではないだろうか。それは、私自身が、授業の事実を実践者としてナラティブに記述することであきらかになってきたことである。自分の授業を振り返って記述する前と後では、授業は私にとって別のものとして立ち現われてきた。自分の授業を振り返って記述することは、自分でも気づかなかった授業の事実や自分の思いに気づくことになったのである。「書く」ということは自分の行動や学びをもう一人の自分として見る作業になっていた。授業実践を記述することで起きた私の気づきと同じことが、子どもが記述することでも起きるのではないだろうか。具体的には授業の自己評価（自分の学びの振り返り）を授業の中や授業の後で実施することで、子ども自身が自分の学びの意味をとらえ直すことである。そのことは、自分のつぎの課題をみいだし、新たな学びへと繋がっていくことになる。「書く」ことの5つめの意味として、自己評価（自分の学びの振り返り）によって自分の学びをメタ認知することをあげることができる。その意味では自己評価は、数値による自己評価ではなく、言葉による自己評価が必要である。学習指導要領改訂のポイントに「各教科の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に入れるようにすること。」とある。そのためのひとつの手段として、言葉による自己評価は、「生徒の学びのメタ認知」であることを意識して実施することが必要である。学びのメタ認知であるとするれば、感想を書くのではなく、何を学んだか、何がわからなかったか、これから知りたいことは何かを記述することが必要である。



また、「書く」ことだけではなく、言葉による教室での子どもの意見の交流も言語活動の充実には重要な意味を持つ。他者との意見の交流によって自分の考えをはっきりさせたり、深めたりすることが出来るからである。教室の中でどうしたら子どもが「声」をだし、どうしたらその「声」を交流することができるのか、授業実践をとおして取り組んでいくことが必要である。教室での「声」の交流をとおして、子どもたちはさらに学びを広げ、深めることができる。

## 「物語や小説などを読んで批評すること」

国語教育講座 丹藤博文

2010年9月10日、大阪地方裁判所 村木厚子元厚生労働省局長に無罪判決を下した。大阪地方検察庁主任検事前田恒彦が、物的証拠であるフロッピーを改竄していたことが明らかになり、日本の検察制度に対する根本的な疑問が投げかけられることとなった。しかも、当時の上司である大府広道特捜部長及び佐賀元明福部長らも、それぞれ犯人隠蔽容疑で逮捕されるという事態を招いたということは、前田被告という一個人のレベルにとどまらず、検察全体の構造的な問題であることを端的に示している。

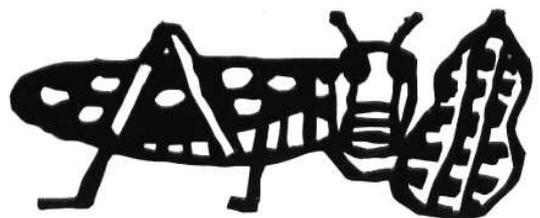
国語科における中学校新学習指導要領の改訂の要点についての本誌特集の執筆にあたり、村木氏の冤罪事件を引いたのは、当日の新聞にも登場していた言葉、すなわち「ストーリー」（物語）を問題にしたかったからである。少なくとも上記の検事たちは、ボトムアップ的に具体的な証拠を集めて犯人を特定するのではなく、自分たちである「ストーリー」を作り、その「ストーリー」を完結させるために証拠を集めようとしていたということが明らかになった。集らない場合には、勝手にでっち上げるということまでしていた、ということである。法を守るべき人たちは、「ストーリー」に依存していたということである。

《物語》とは、人類に普遍的なものである。日本に現存する中で最も古いとされる『古事記』から、宮崎駿「千と千尋の神隠し」に至るまで、物語構造を有し物語の文法に従っている。ハリウッド映画や時代劇を持ち出すまでもなく、われわれは好んで健全徳義的な《物語》を享受している。例えば水戸黄門おけって斬られることなく、8時43分頃には垣廬が出てきて、予想通り悪人は懲らしめられ事件は解決する。視聴者（受容者）の望むように番組（物語）は終わるのである。しかも、それは毎週数十年にもわたってくり返し放送され長寿番組となりおおせていた。古今東西、人類は《物語》が好きなのだ。また、うつ病等の患者の治療法として「ナラティブ・セラピー」があるように、人々を癒したり勇気づけたりもする。《物語》の効用には計り知れないものがある。

しかし、一方で、人生は《物語》のようにおぼつかないことは誰もが知っている。生まれた村落共同体で一生を過ごすならいざ知らず、人口の多い都会に住み、他人との関係で巻き込まれざるを得ない近現代においては、人々は心身にトラブルを抱え犯罪や事件は後を絶たない。近代の《小説》は《物語》批判として登場したように、近現代においては《物語的枠組み》《物語的認識》は批評されることも必要になってくる。

教育は発達段階を考慮しなければならぬことから、小学校では十分《物語》を享受すべきである。しかし、発達段階に応じて《小説》的な見方も必要になってくる。《物語》は《物語》として読み、《小説》は《小説》として読むものでなければならぬ。当たり前のことだと言われるかもしれないが、別の言い方をすれば、《小説》を《物語》のように読んでおぼつかないということである。例を挙げるなら、『少年の日の思い出』（中学校1年）を「人のものを盗んでおぼつかない」といった道徳教材のように読んでおぼつかない、『故郷』（中学3年）を「希望を持ってがんばろう」という読みでは読んだことにならない、ということである。そのような読みは、《小説》の読み方になっていないと言わざるを得ない。

《物語》の意味や役割を過小評価しようとするものでおぼつかない。携帯電話一つとっても、言葉の記号化し、単語レベルで断片化している今日の言語生活にとって《物語》を読むことは、言葉によって意味を紡ぎ全体の文脈を再構成することであり、子どもたちのリテラシーにとって、さらには思考力にとっても基本的な言語活動である。その意味で、子どもにたくさんの《物語》を読ませたい。しかし、村木氏の冤罪事件を例に出したように、《物語的認識》はあくとも文学の世界のみ見られるのではなく、われわれの「認識」を形作るものであり、意識するしないに関わらず、《物語的枠組み》によって世界を見ていたりもするのである。つまり、《物語》は現実世界に影響している。したがって、《物語》の外に立ち、その価値を洞察しようとする《小説》の役割も欠かせないことも強調しなければならぬ。中学校新学習指導要領「国語 第3学年C読むこと」に「物語や小説などを読んで批評すること」とあり、「批評」の語が用いられたことの意味を私はそのように考えている。



## 新中学校学習指導要領の実施に向けて思うこと

技術教育講座 宮川秀俊

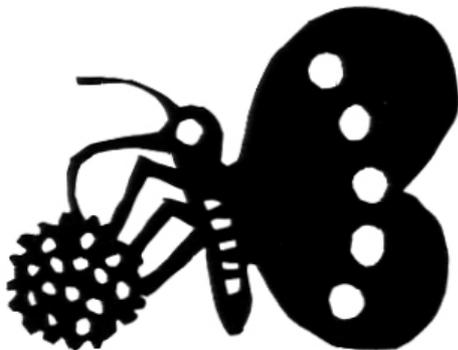
生徒の心身の発達のために、教科教育は、学校教育のすべての教科とともにはぐくむ面と教科独自ではぐくむ面がある。技術科において、今回の改定は、前者では生徒の言語活動の充実や生徒の思考力、判断力、表現力をはぐくむこと等が協調され、後者では、引き続き、ものづくり等の実践的・体験的な学習活動を通して、生徒の資質や能力を育成することが強調されており、その実現のために新たな枠組みの分野内容が示されている。ここでは、特にこの分野内容を中心に見ていくことにする。

新学習指導要領の技術科の分野内容は、従前の「技術とものづくり」、「情報とコンピュータ」から、「材料と加工に関する技術」、「エネルギー変換に関する技術」、「生物育成に関する技術」、「情報に関する技術」に再構成された。これは、教員養成系大学・学部の技術教育の教員ならびに中学校技術科の教員が主たる会員の日本産業技術教育学会が1999年に発表した「21世紀の技術教育」のスコープで呈示された「材料の加工・リサイクルの技術」、「エネルギーの変換・利用の技術（機械・電気の利用）」、「情報を処理し活用する技術」、「生物生産の技術（環境の制御と育成）」にほぼ準拠している。

上記のスコープにおいて、人間形成上の技術教育の役割（技術教育によって得られる成果）には、1）技術的な課題を解決するための手順および安全性を判断する力や、創意・工夫する力、2）技術の利用方法や製作物に対する技術的な評価力、3）生産、消費、廃棄に対する技術的な倫理観、4）自らを律しつつ、計画的に行動を継続する態度、5）一般的には器用さと言われる巧緻性、6）勤労や仕事に対する理解力、および職業に対する適切な判断力、があげられている。これらは、あくまでも学校教育の場である小学校、中学校、高校を通して、熟成し育成されることを示したものである。衆知の通り、技術科は中学校には存在するが、小学校と高校では同じ名称の教科がないため、継続性と連携が強いとはいいがたい。そのような面から判断すると、中学校生徒の発達段階を考慮し、学ぶ立場から、スコープとシーケンスに対応して合理的に技術教育の役割を示す必要がある。そして、小学校ではどのような技術的素養（テクノロジカル・リテラシー）を育成しておけばよいか、また、高校では中学校で培ったものをどのように展開していけばよいかも具体的に示す必要がある。

次に、授業時間数は、技術・家庭科で1年生2時間、2年生2時間、3年生1時間である。この時間内で分野4つの内容を必修として同レベルで履修するには無理がある。生徒の個性を尊重すると共に、得意な専門を有する教員の個性も活かして（大切に）、教師の資質や能力を発揮

させたいものである。もちろん、教科として共通の基礎的・基本的な知識と技術を習得させることは当然であり、この上に立って、前述の視点を加えるということである。また、教科教育の研究分野には、理論研究、実践研究、比較研究があるが、これらは、広義の技術教育から、狭義の中学校の技術科教育を支援するカテゴリーである。後者のために、教科の意義や理念を検討する理論研究、生徒や学級を対象とする臨床的実践研究、他教科・他校種との連携・継続、他国の教育を知る比較研究をさらに深めて、分野内容を総合的に支援し充実させることが大事である。



## 中学校学習指導要領完全実施に向けて思うこと

外国語教育講座 建内高昭

新指導要領において「外国語」の改定の要点は、目標については「聞くこと」「話すこと」に加えて、「読むこと」「書くこと」の4技能を明示したこと、内容及び内容の取扱いについては、①概要や要点を聞き取れること、②簡単なスピーチをすること、③書かれた内容をとらえること、④自分の考えや気持ちなどを書くこと、⑤授業時数を140時間に増加させたことが挙げられる。

(『中学校学習指導要領解説 外国語編』(2008), 4-5頁)

ここでは「コミュニケーション能力を総合的に育成する」ことに意識を向けてみたい。「コミュニケーション能力」の育成については、従前の指導要領においても「実践的コミュニケーション能力」の育成が明記されてきた。しかし研究推進校等の調査から「コミュニケーション能力を伸ばすための基礎的な文あるいは文型を学習することに注意が向けられ、使用場面や言語の働きを考慮しないまま取り扱って終わってしまう」現状も明らかにされてきた。これらの理由として、限られた授業時間数内でやっとunitを終えることができた、あるいは基礎基本を定着させることに目が向けられ、生徒たちによる能動的な表現活動まで確保できなかったことが挙げられるだろう。

コミュニケーションを円滑に図るために、話し手は、単なることばを表出するのではなく、聞き手に対して伝える内容を吟味して何を削り、何を残すかを明確にする必要がある。すなわち、短い文のなかに自分の伝えたい内容を盛り込めるかどうか大きな鍵になってくる。そのために授業者は取り組みやすい課題を設定するように配慮したい。例えば授業者が、初めて語る自己開示情報を盛り込んだモデルを示せば、普段よりも生徒たちが目を輝かして話を聞けよう。同様に、生徒同士でも授業者のモデルを参考にすることで、それまで気づかなかった友達の一面を知り、聞き手側が能動的に聞きだそうとしたり、相互のやりとりも生まれてくるだろう。さらに、聞き手側の立場からすると言語情報のみならず、視覚情報である絵や写真があれば理解が深まるだろう。授業に臨むまでに、生徒が事前に話す題材を決めたり、提示する情報を選択したりできれば、コミュニケーション活動の事前活動が進めやすくなる。授業内では聞き手を意識したshow & tellの要素を加えた活動に発展しやすい。一方で、活動の場を設定するだけでは、話し手による自由な発想を生かすことができず、例文を繰り返すだけの活動になってしまい、動機づけが高まりにくいだろう。生徒の実態に応じた授業展開を練るひと工夫が授業者に求められているともいえるのではないかな。

以上、コミュニケーション能力の向上を意図した活動は今後も大いに重要になってくる。しかし、コミュニケーション能力を重要視するあまりに、英語に置き換えるだけの活動や電子辞書の和訳(直訳)のみに頼るなど、言語の場面や働きがないがしろにされてしまうことがないように、バランスの良いコミュニケーション能力が向上することが大切であろう。





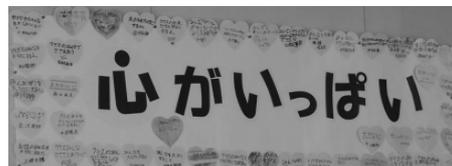
附岡小 1 年 2 学級の級訓です。

## 編集後記

教科教育研究部門では教科や領域の枠を越えて、さらに教科教育研究者のみならず、教科専門の研究者の参加もえて、共同研究がなされます。

専攻を越えてさまざまなタイプの教育研究者が切磋琢磨するなかでこそ、教育および学校教育の発展に貢献できるのだと思います。

編集責任者



附岡小 3 年 1 学級の級訓です。